

議事日程第3号

令和5年 第2回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和5年6月19日（月）

午前10時開議

開会の場所

錦江町役場本庁議場

- 日程第1 陳情第 4号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の  
延期・見直しを求める陳情書  
（審査結果について、総務厚生常任委員長報告）
- 日程第2 発委第 1号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の  
延期・見直しを求める意見書について  
（ 総務厚生常任委員長提出 ）
- 日程第3 発委第 2号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書に  
ついて  
（ 文教産業常任委員長提出 ）
- 日程第4 発委第 3号 錦江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について  
（ 議会運営委員長提出 ）
- 日程第5 議案第35号 令和5年度錦江町一般会計補正予算（第5号）について  
（ 町 長 提 出 ）
- 日程第6 同意第 6号 農業委員会委員の任命について  
（ 同 上 ）
- 日程第7 同意第 7号 農業委員会委員の任命について  
（ 同 上 ）
- 日程第8 同意第 8号 農業委員会委員の任命について  
（ 同 上 ）

日程第9 同意第9号 農業委員会委員の任命について  
( 町長提出 )

日程第10 同意第10号 農業委員会委員の任命について  
( 同 上 )

日程第11 同意第11号 農業委員会委員の任命について  
( 同 上 )

日程第12 同意第12号 農業委員会委員の任命について  
( 同 上 )

日程第13 同意第13号 農業委員会委員の任命について  
( 同 上 )

日程第14 同意第14号 農業委員会委員の任命について  
( 同 上 )

日程第15 同意第15号 農業委員会委員の任命について  
( 同 上 )

日程第16 同意第16号 農業委員会委員の任命について  
( 同 上 )

日程第17 同意第17号 農業委員会委員の任命について  
( 同 上 )

日程第18 同意第18号 農業委員会委員の任命について  
( 同 上 )

日程第19 同意第19号 農業委員会委員の任命について  
( 同 上 )

(日程第6 同意第6号から日程第19 同意第19号を一括上程)

日程第20 議員の派遣について

日程第21 委員会の閉会中の特定事件の調査について

日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉 会

## 令和5年 第2回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和5年6月19日  
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	久保 勇太	
	2番	久本 晃	
	3番	厚ヶ瀬 博文	
	5番	浪瀬 亮祐	
	6番	染川 金治	
	7番	池田 行徳	
	8番	川越 裕子	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	水口 孝俊	
	11番	中野 徳義	
	12番	落司 道子	
	13番	笹原 政夫	
不応招（欠席）議員			

<b>地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名</b>			
町 長	新田 敏郎		
副町長	有村 智明		
教育長	畑中 清和		
総務課長	坪内 裕二郎	会計管理者兼会計課長	鳥越 幸一
未来づくり課長	中島 裕二	住民生活課長	川路 昭典
政策企画課長	高崎 満広	観光交流課長	木下 勝幸
介護福祉課長	笹貫 新一郎	産業建設課長	荒木 義文
健康保険課長	猪鹿倉 勝志	教育課長	菖蒲 洋二
住民税務課長	落司 毅	政策企画課 病院再整備対策監	内木場 博之
建設課長	宮園 守	総務課財政管係長	今村 学
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	池之上 和隆		
職務のため出席した者			
議会事務局長	永吉 和幸		

## 令和5年 第2回 錦江町議会定例会会議録

令和5年6月19日（月）午前10時00分

錦江町議会議場

	<b>(開会・開議)</b>
○笹原議長	皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。 ここで、欠席届につきまして、平石総務チームリーダーより本会議欠席の届出がありました。ご報告いたします。
	<b>(日程報告)</b>
○笹原議長	本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。
	<b>日程第1 陳情第4号</b>
○笹原議長	日程第1、陳情第4号、国に対し、適格請求書等保存方式インボイス制度の延期、見直しを求める陳情書を議題とします。本件について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。9番、小吉君。
○小吉総務 厚生常任委 員長	はい、9番。
	<b>(小吉総務厚生常任委員長 登壇)</b>
○小吉総務 厚生常任委 員長	<p>それでは当委員会に付託された陳情第4号、国に対し、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の延期、見直しを求める陳情書は、インボイス制度を考えるフリーランスの会から出されたものであり、その審査を終了しましたので、経過と結果について報告いたします。</p> <p>当陳情は、6月7日の本会議で付託され、当日、全委員出席のもと、委員会を開催いたしました。適格請求書、インボイスの発行には、営業収入が少なくても課税業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生し、課税事業者が消費税への仕入れ税、税額控除を受けるインボイスが必要なため、免税事業者は、取引から除外される可能性があり、個人事業主、フリーランス、小規模農家等広範な事業者に負担増を強いられる。</p> <p>一方、課税事業者にあっても支払い先の多くが免税事業者で、その支払い先がインボイスを登録しない場合、仕入税額控除ができず多額の税負担が生じる。</p> <p>中小零細事業者にとって、消費税の価格転嫁は困難な状況にありインボイス制度導入を契機にした廃業の増加や成長意欲の低下を招く等地域経済の衰退に拍車をかける恐れがあるため、インボイス制度の延期、見直しの意見書を政府及び国会に提出することを強く求める陳情となっております。</p>

	<p>審査においては、事務局から陳情書の内容などについて説明を受け、委員からは、フリーランスで活動している人など、認知されるまでは収入が少ない。あるいは、個人事業者やフリーランスには厳しい制度ではないかと考える。そして、制度の説明が不十分、延期すべきなどの意見が出されました。</p> <p>以上のようなことから、当陳情書は全会一致で、採択すべきものと決定いたしました。なお、この陳情に対する討論はありませんでした。議会の議決後は、関係執行機関への意見書の送付を行うことで決定いたしました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
○笹原議長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。
	(小吉総務厚生常任委員長 降壇)
○笹原議長	これから、討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから陳情第4号、国に対し、適格請求書等保存方式、インボイス制度の延期、見直しを求める陳情書を採決します。</p> <p>この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、陳情第4号、国に対し、適格請求書等保存方式インボイス制度の延期、見直しを求める陳情書は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。
	<b>日程第2 発委第1号</b>
○笹原議長	日程第2、発委第1号、適格請求書等保存方式、インボイス制度の延期、見直しを求める意見書についてを議題とします。お諮りします。本案は、陳情書の趣旨と同一につき、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって本案は、趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、発委第1号、適格請求書等保存方式、インボイス制度の延期、見直しを求める意見書についてを採決します。お諮りします。発委第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、発委第1号、適格請求書等保存方式、インボイス制度の延期、見直しを求める意見書については、原案のとおり可決されました。 お諮りします。ただいま議決されました発委第1号について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。
	<b>日程第3 発委第2号</b>
○笹原議長	日程第3、発委第2号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。10番、水口文教産業常任委員長。
	(水口文教産業常任委員長 登壇)
○水口文教産業常任委員長	発委第2号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について趣旨説明を行います。錦江町の土地保有面積の約75%を占める森林において、森林の有する水資源、及び国土保全などの多目的機能を維持し、再造林を含めた林業政策を強力に推進する必要があることから、令和元年度に導入された森林環境譲与税について、錦江町を含む森林の多い市町村への配分を高めるよう、譲与基準の見直しを求めるものでございます。ご審議のほど、どうかよろしく願いをいたします。
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。
	(水口文教産業常任委員長 降壇)
○笹原議長	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから発委第2号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを採決します。お諮りします。発委第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって発委第2号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書については、原案のとおり可決されました。 お諮りします。ただいま議決されました発委第2号については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任さ

	れたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。
	<b>日程第4 発委第3号</b>
○笹原議長	日程第4、発委第3号、錦江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。11番、中野議会運営委員長。
	(中野議会運営委員長 登壇)
○中野議会運営委員長	発委第3号、錦江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について、趣旨説明を行いたいと思います。今回の地方自治法改正により、政令で定める額を超えなければ、議員個人による町との請負が規制の対象から除かれることになりました。議会運営の公平、事務執行の適正が損なわれることのないよう町に対して、請負をする者である議員が、当該請負の対価として、各会計年度に支払いを受けた金銭の総額や請負の概要など、一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとなりました。議員個人による請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公平及び事務の執行の適正を図るため、この条例を制定するものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。
	(中野議会運営委員長 降壇)
○笹原議長	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、発委第3号錦江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを採決します。お諮りします。発委第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、発委第3号、錦江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例については、原案のとおり可決されました。
	<b>日程第5 議案第35号</b>
○笹原議長	日程第5、議案第35号、令和5年度錦江町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。



○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>おはようございます。議案第 35 号、令和 5 年度錦江町一般会計補正予算(第 5 号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、補正総額が 944 万 6 千円の増額で、累計は 69 億 7,018 万 4 千円となりました。主な内容につきましては、歳出は、特定空き家等解体工事費を 700 万円、並びに南大隅高校存続支援負担金を 27 万円、それぞれ増額するものであります。</p> <p>また、歳入につきましては、財政調整基金繰入金を 944 万 6 千円増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 18 款繰入金と歳出 2 款総務費及び 10 款教育費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○10 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口君。
○10 番 水口議員	この前全協で説明がございました。解体についてちょっと一言お聞きしたいと思いますが、この解体については、一応設計と申しますか、そのかかる費用の 700 万に対してどのような 700 万という数字が出されたのか、一つ説明を求めます。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	政策企画課長に答弁させます。
○高崎政策 企画課長	はい。
○笹原議長	政策企画課長。
○高崎政策 企画課長	水口議員のご質問にお答えいたします。今回工事費で 700 万円組んでおります。これにつきましては、解体費用ということで全協のときにもお話ししましたように、台風シーズン前までには解体したいということで、これから設計とかしておりますと、台風のシーズンを過ぎてしまいますので、今回は、町内の 13 事業者を指名しまして、現説による見積り合わせということで、工事のほうは発注したいというふうに考えております。以上です。
○10 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口君。

○10 番 水口議員	この件につきまして、今、解体のときに中に荷物があつたり、例えば構造物が鉄骨であつたら、それらも費用の対象になって、換算されると思うんですが、荷物等がいっぱいあるんですか。それとも鉄骨なんか業者処分に任せであるのか、そこらをお聞かせ願いたい。
○高崎政策 企画課長	はい。
○笹原議長	政策企画課長。
○高崎政策 企画課長	<p>先日、町のほうに名義が変わりましてから、建物の中に入りましたけれども、荷物のほうはですね、1階が食堂をされておりましたので、そういった調理器具とかですね、皿とかそういったものがございます。それと併設して住宅がございましたので、書籍とかですね、テレビとか仏壇もございました。所有者に対して持っていくものについては、出して下さいということをお願いしておりましたけれども、もう全部そちらで処分して下さいということで、こちらで処分する形になります。</p> <p>それと鉄骨部分についてはですね、業者のほうに全てお任せするというところで、お金になる部分があれば、その部分は工事費のほうからですね、差引きをするという形になるかとは思っております。以上です。</p>
○10 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口君。
○10 番 水口議員	<p>なぜこういう質問をするかと申しますと、非常に近隣の方々が、そんなに700万という数字が出るんですかという声があつたもんですから質問させていただきます。</p> <p>例えばですねそれが町有になって、この前の全協の中では、欲しい人がいたら売るんだというような話がございました。平米数からしても、700万には到底、町としては大変だろうという感じも受けました。そしてこの前、旧役場跡の住宅があります、後ろの土地の町の入札で販売があつたときに、2万円という数字が出たそうでございますが、もしですよ。それをどういう施設を使うのか、そういう計画がないようなことをこの前は全協のところで、我々耳にしましたけれども、我々が住民に説明するときのように700万と数字が出て、販売のときにはこう考える、これを町として使うときにはどういった関係で使うというような思いがあつたら教えてください。</p> <p>それから多分、秋田の方は医者だということでしたが、そういう方なんか寄附をされるというのはよく分かりますが、もしほかにこの都市計画内にそういった方が出た場合には、やはり今みたいな形で検討されるのか。それをお聞かせ願います。</p>

○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>水口議員のご質問にお答えします。まず積算につきましては、事業者からの見積り等をもらいながら、当然、近接している住宅への影響がないように仮囲いをして足場等を組んでというようなことがございますので、そういったところが通常の戸建ての住宅の解体よりは、はね上がっているということが考えられております。</p> <p>それから使い方についてですが、特定空き家というようなことで、これまで再三私どもも所有者と折衝等を進めてきておりますので、そこが、今の段階でどういった利活用ができるかということは考えておりません。ただ、より地域の方々、そして近隣の方々に有用な土地としてなってもらえればいいなというようなのが考え方です。</p> <p>それから、今後のことにつきましてですが、現段階でどういった事案を想定されているかは分かりませんが、当然それなりに町としても空き家対策協議会の中で吟味し、そして法的な動き、それから指導、そういったもののある程度の積み重ねがなければ、当然何でもかんでもというわけにはいきませんので、あくまでも所有者の責任というのが第一義ですので、そういった形で今後も丁寧に進めてまいりたいと考えているところであります。以上です。</p>
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	はい、6番染川君。
○6番 染川議員	<p>教育費の教育総務費の負担金で、南大隅高校の存続支援負担金が27万組まれているんですけども、下宿先の確保や様々なものに使うと思うんですが。まず、この件について3つほど質問させていただきます。</p> <p>負担金、南大隅高校存続委員会のほうに負担するという事なのか。それと、もちろん存続委員会で、以前も下宿先には、ある程度下宿に高校生の助成ということで、下宿料というものに対しての助成があったと思うんですけども、それプラス今回のこれなのか、それとも寮はあるんですけども、その寮は今南大隅町の方が委託されているんですが、その寮には、この負担金というのは支援はされないのか。そこら辺も含めて聞かしてください。よろしくお願いします。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	染川議員のご質問にお答えします。まず今回の補助金につきましては、ご推察のとおり南大隅高校存続支援委員会のほうに負担を私どもがするとこ

	<p>ろでございます。これは両町での負担というふうに考えております。</p> <p>それから2問目の以前から存続委員会の中に下宿、寮等の助成があったのではないか、その上乘せではないかということですが、南大隅町さんが独自にそういった要綱は設けられておりましたけれども、私が知りうるところでありますと、この存続委員会から、下宿先等への支援というのはなかったものと思っておりますので今回新たな施策かというふうに思っております。それから、寮への支援の在り方については、ちょっと承知しかねますので、教育課長から答弁させます。</p>
○菖蒲 教育課長	はい。
○笹原議長	教育課長。
○菖蒲 教育課長	染川議員のご質問にお答えいたします。寮への補助については、教育委員会のほうでも把握をしておりますので、存続協議会のほうでも、寮への補助というのは、錦江町は関係する中ではないものと思っております。以上です。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	<p>今年からといいますか、今年は非常に1年生の入学者が40名、もちろんその定員割れはしてるんですけども多かったということで、寮も満杯ということで下宿先を見つけられて下宿という方法もとられた。今、寮も満杯ということで、来年度以降も今年度みたいな入学者がいた場合に、寮もなかなか厳しいだろう。そのためにも、下宿先を確保しなければいけないということでの対応かなというふうに思っております。それとまた、食材も非常に高騰しておりますし、下宿先の負担というのも非常に厳しいものがあるということも理解もします。今後、存続委員会のほうで南大隅町から、寮に対しての寮生への支援とかそれから、寮の管理者への支援という要望が南大隅町からあったら、どういうふうにお考えなのか聞かせてください。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>染川議員のご質問にお答えします。まず寮につきましては、私が情報を得ているところでありますと現在、男子寮に9名の定員に対して3名入ってらっしゃるというようなことでした。ですので、今後、ますますこの寮が増えていけばいいなというふうに考えております。ただ、あくまでも南大隅町さんとして準備をしていらっしゃるということでございますので、今後のことについては、また、存続協の中で検討していくことになろうかなと思います。そ</p>

	れから管理者等の在り方のことについても存続協の中ですね、それが適正な在り方なのかは考えていく必要があるかなと思います。以上です。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	3問目ですので、今町長が寮のほうは、男子寮3名というふうに言われましたけれども今年、入学者で希望者が寮、下宿11名いて、4名が下宿希望、7名が寮希望だったそうです。ですから1年から3年までもう満杯ということで、10数名いるんですかね。来年度からは、こういうような入学者が寮に入りたいという要望があれば、寮が足りない。それで下宿先を見つけたり、また寮の定員増のことも検討しなければいけないのかなというようなことも聞いておりますのでそこら辺も含めて、またよく存続委員会とか、南大隅町とも協議をしていただきますようによろしくお願いします。回答は要りません。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1番 久保議員	はい同じく10款教育費、文化センター費の委託料でございます。Wi-Fi設置業務委託でございますが、こちらのWi-Fiでございますけれども、主にやはり図書館や会議室がメインなのかなと思うんですが、全館ホールも含めて使えるようになる、そういった仕様変更なのかお伺いしたいと思います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	詳細は教育課長に答弁させます。
○菖蒲 教育課長	はい。
○笹原議長	教育課長。
○菖蒲 教育課長	久保議員のご質問にお答えします。今回文化センターのWi-Fi設置ですが、2階の会議室を中心に下の図書室、リハーサル室、そこは使えるような形になるものと思っております。以上です。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1番	文化センターでいろいろそういった会議等、ご利用される方がいらっしゃ

久保議員	と思うんですがやはりWi-Fiがあったほうが便利ということはお伺いしておりましたのでそういった形で進めていただければと思うんですが、リハーサル室まで含めてということで、ホールはちょっとまだ入らないという認識でしょうか。
○菖蒲 教育課長	はい。
○笹原議長	教育課長。
○菖蒲 教育課長	当初計画しておりましたWi-Fi計画が、機器を20台程度を接続できればいいかなと思っておりましたが、やっぱり2階の会議室、本町でも広い会議室でございます。そこで100台程度デバイスというかですねパソコン等が使えるような状態で検討し直したところ今回の補正になったわけですが、それとあわせて、今回は役場からの延伸というか引っ張っていく工事を計画しておりましたが、それも見直しをしまして、文化センター独立で回線を引き込むという工事でやっておりますのである程度多くつながるんじゃないかなとは予想しております。以上です。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1番 久保議員	100台程度接続可能ということで承知いたしました。やはりこの文化センターでいろいろな方がご利用されると思うのですが、特にこういった文化等々発信の拠点でもございますのでちょっとこの設置をですね是非、早急に実施していただければと思います。以上です。回答は結構でございます。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第35号、令和5年度錦江町一般会計補正予算(第5号)についてを採決します。お諮りします。議案第35号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第35号、令和5年度錦江町一般会計補正予算(第5号)については、原案の通り可決されました。
	<b>日程第6 同意第6号</b>
○笹原議長	日程第6、同意第6号、農業委員会委員の任命についてから日程第19、同意第19号、農業委員会委員の任命についてを一括議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。新田町長。

○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>同意第6号から同意第19号をあわせてご説明を申し上げます。農業委員会の委員に関し、同意を求める件についてでございます。平成28年4月1日から施行された改正農業委員会等に関する法律によりまして、農業委員は従前の公選制を廃止し、町長が議会の同意を得て任命することとなったものから、本同意議案を提案するものでございます。なお、任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間となっております。</p> <p>同意第6号につきまして、寺田郁哉、同意第7号、鳥越秀一、同意第8号、本釜好子、同意第9号、内菌雄治、同意第10号、徳永哲朗、同意第11号、宿利原勝吉、同意第12号、宿利原進、同意第13号、畠中正秋、同意第14号、安水純一、同意第15号、鍋康博、同意第16号、毛下利美、同意第17号、貫見和洋、同意第18号、元丸敏朗、同意第19号、安田憲次、以上14件につきまして、ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから、同意第6号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから同意第6号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第6号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって同意第6号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。</p> <p>これから、同意第7号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、同意第7号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第7号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、同意第7号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。</p> <p>これから、同意第8号、農業委員会委員の任命について討論を行います。</p>

	討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、同意第 8 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 8 号はこれに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって同意第 8 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから、同意第 9 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、同意第 9 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 9 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 9 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから、同意第 10 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから同意第 10 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 10 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって同意第 10 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから同意第 11 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、同意第 11 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 11 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 11 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから、同意第 12 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。



	討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、同意第 12 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 12 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 12 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから、同意第 13 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、同意第 13 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 13 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 13 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから、同意第 14 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、同意第 14 号農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 14 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 14 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから、同意第 15 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、同意第 15 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 15 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 15 号、農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。 これから、同意第 16 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。

	討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、同意第 16 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 16 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 16 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから同意第 17 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、同意第 17 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 17 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって同意第 17 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから、同意第 18 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、同意第 18 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 18 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 18 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから、同意第 19 号農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから同意第 19 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 19 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 19 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。
	<b>日程第 20 議員の派遣について</b>

○笹原議長	日程第 20、議員の派遣についてを議題とします。お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。
	<b>日程第 21 委員会の閉会中の特定事件の調査について</b>
○笹原議長	日程第 21、委員会の閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
	<b>日程第 22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について</b>
○笹原議長	日程第 22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。ここで、町長からの発言の申出がございます。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	先ほど、補正予算に関するご質問の中で、染川議員からのご質問がございましたけれども南大隅高校存続委員会の寮の関係ですが、私が聞いている情報として男子寮が 9 名中 3 名の入居ということを申し上げましたが、勘違いしておりました。女子寮が 9 名中 3 名の入居でございました。その点訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。
○笹原議長	これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和 5 年第 2 回 錦江町議会定例会を閉会します。
	<b>散会 11 : 45</b>